

1. はじめに

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル、橋等の老朽化が全国的に問題となっており、これらの道路構造物を効率的に維持管理していくことが求められている。道路構造物の適切な維持管理の実施には、点検、診断、措置、記録から構成されるメンテナンスサイクルを持続的に回すことが重要となる。このため平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より道路管理者はトンネル、橋梁、シェッド、大型カルバート及び大型附属物について5年に1回の頻度で近接目視を基本とした定期点検を行うこととしている。点検を行ったときは、健全性の診断を行い、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）」に基づき、4段階の区分に分類することとなっている（表1.1.1）。

表 1.1.1 判定区分

区 分		定 義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

本資料は、平成26年6月に示された「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（以下「点検要領」という。）」に基づき、平成26年度～平成30年度の5箇年で定期点検を実施した国及び地方公共団体等が管理するシェッド及び大型カルバートの1巡目の点検結果を用い、構造形式や設置環境等の条件毎に変状傾向や特性等を整理した結果を報告するものである。また、国管理施設については詳細な点検データがあるため、より詳細な整理を行っている。

なお、点検要領のシェッド、大型カルバート等とは、ロックシェッド、スノーシェッド、大型カルバートのほか、スノーシェルターを指しており、大型カルバートは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートとしている。